
第 6

關係資料

1 コンクール関連

《平成25年度親と子のよい歯のコンクール》 《平成25年度 三歳児よい歯のコンクール》

○審査内容

- ・第1次審査（市町）：3歳児健診結果の書類審査又は歯科診査により選出。
- ・第2次審査（宇都宮市・各広域健康福祉センター）：歯科・内科診査により選出。
- ・第3次審査（県）：7月3日（水）「とちぎ歯の健康センター」にて実施。歯科・内科診査により、最優秀・優秀・優良を決定。

○結果

親と子のよい歯のコンクール			
最優秀賞	柳瀬 敦子	恭綺	矢板市
優秀賞	河治 千里	晴真	大田原市
〃	國保 奈穂美	蓮	小山市
〃	矢吹 拓	芽生	宇都宮市
優良賞	池添 千智	雅人	真岡市
〃	小又 友紀	悠	日光市
〃	河田 真由美	摩唯	佐野市
〃	黒浜 由加里	悠莉	鹿沼市
〃	佐藤 操	帆莉	宇都宮市
〃	立川 敏樹	優	足利市
〃	永嶋 学	芯	茂木町
〃	蓮見 悦雄	海翔	壬生町

三歳児よい歯のコンクール		
最優秀賞	柏 渕 七海	日光市
優秀賞	沼野 歩実	那須塩原市
〃	家 島 慶	宇都宮市
〃	山本 彩乃	鹿沼市
優良賞	亀田 紗花	栃木市
〃	川上 百迦	塩谷町
〃	河野辺 朋加	茂木町
〃	草処 明璃	足利市
〃	菅生 智咲	佐野市
〃	菅原 花柚	宇都宮市
〃	前 澤 拓	市貝町
〃	村上 璃桜	上三川町

《平成25年度よい歯の図画・ポスター、作文、標語コンクール》

- ・歯と口の健康週間事業の一環として、小中学校の児童生徒から図画・ポスター、作文、標語を募集。
- ・平成25年9月4日（水）審査会開催

○図画・ポスターコンクール

小学校の部 特選	足利市立北郷小学校	3年 須藤 亜絆
	足利市立富田小学校	6年 清水 裕理
中学校の部 特選	栃木市立栃木南中学校	3年 佐々木 美波

○作文コンクール

小学校の部 特選	宇都宮市立五代小学校	2年 有吉 優依奈
	佐野市立犬伏小学校	6年 石川 夢姫
中学校の部 特選	栃木市立寺尾中学校	3年 池沢 智穂実

○標語コンクール

小学校の部 特選	高根沢町立西小学校	1年 古川 拓
	那須烏山市立烏山小学校	6年 深澤 夢花
中学校の部 特選	さくら市立氏家中学校	3年 岡田 理人

2 フッ化物洗口実施状況

施設における集団応用フッ化物洗口実態調査（都道府県）

（NPO法人日本むし歯予防フッ素推進会議・WHO口腔保健協力センター・公益財団法人8020推進財団共同調査より）

都道府県名	実施施設数			実施人数		
	平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成20年度	平成22年度	平成24年度
北海道	191	186	414	10,510	10,225	20,791
青森県	41	39	33	5,105	5,135	5,486
岩手県	92	114	133	2,872	3,242	5,506
宮城県	98	132	135	6,621	9,336	7,289
秋田県	156	275	381	10,449	22,412	41,799
山形県	110	114	92	10,664	10,901	9,707
福島県	88	81	79	10,062	10,728	8,666
茨城県	4	5	4	517	558	256
栃木県	86	104	100	11,117	15,650	15,077
群馬県	79	76	81	4,026	3,766	3,810
埼玉県	71	91	126	7,684	12,772	20,456
千葉県	43	103	125	3,353	8,611	11,148
東京都	3	4	12	209	367	1,120
神奈川県	13	20	28	944	1,101	1,375
新潟県	784	906	929	83,221	90,502	93,002
富山県	208	299	226	30,185	32,577	31,989
石川県	44	35	29	1,201	1,105	663
福井県	25	20	28	895	708	953
山梨県	18	17	17	795	730	672
長野県	138	147	178	23,863	24,610	26,613
岐阜県	135	175	195	24,868	28,929	33,015
静岡県	501	528	582	39,837	40,694	41,364
愛知県	596	666	782	92,650	109,390	121,629
三重県	38	45	66	1,494	1,727	2,260
滋賀県	79	100	91	10,162	11,827	11,327
京都府	302	336	366	77,697	84,303	96,804
大阪府	3	5	17	371	498	1,078
兵庫県	273	261	277	11,542	11,153	12,632
奈良県	16	30	50	1,320	2,809	3,545
和歌山県	85	112	116	9,421	12,142	10,823
鳥取県	18	49	86	504	1,850	2,713
島根県	146	227	262	9,842	16,962	28,722
岡山県	12	15	26	2,522	3,236	3,543
広島県	51	50	47	1,768	1,756	1,687
山口県	226	218	258	36,923	36,625	37,928
徳島県	6	6	6	114	98	159
香川県	105	113	115	14,674	16,482	19,406
愛媛県	137	156	180	17,870	20,965	23,127
高知県	37	60	101	1,360	2,031	4,349
福岡県	27	25	43	2,206	2,073	3,405
佐賀県	423	466	469	52,975	61,368	63,152
長崎県	182	186	184	9,907	9,255	9,402
熊本県	261	318	363	10,270	11,805	13,319
大分県	35	45	65	1,308	1,655	2,356
宮崎県	204	221	292	7,922	8,852	22,843
鹿児島県	153	192	197	6,004	6,841	7,125
沖縄県	90	170	198	4,317	7,264	7,564
全国	6,433	7,543	8,584	674,141	777,626	891,655

施設における集団応用フッ化物洗口実態調査（栃木県）

(NPO法人日本むし歯予防フッ素推進会議・WHO口腔保健協力センター・公益財団法人8020推進財団共同調査より)

市町名	実施施設数			実施人数		
	平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成20年度	平成22年度	平成24年度
宇都宮市	1	2	3	450	592	485
鹿沼市	1	1	1	60	63	73
日光市	11	28	26	1,142	3,609	4,106
真岡市	0	0	1	0	0	50
益子町	0	0	0	0	0	0
茂木町	0	0	0	0	0	0
市貝町	0	0	2	0	0	125
芳賀町	0	0	0	0	0	0
栃木市	4	4	5	538	547	482
小山市	0	0	0	0	0	0
下野市	0	0	0	0	0	0
上三川町	0	4	0	0	828	0
壬生町	0	0	0	0	0	0
野木町	0	0	0	0	0	0
岩舟町	6	5	1	623	622	572
大田原市	34	35	32	5,353	6,346	5,821
矢板市	0	0	0	0	0	0
那須塩原市	7	0	3	645	0	222
さくら市	0	0	0	0	0	0
那須烏山市	1	1	2	125	130	286
塩谷町	0	0	0	0	0	0
高根沢町	0	0	0	0	0	0
那須町	13	13	13	1,412	1,358	1,290
那珂川町	4	7	7	277	383	363
足利市	1	1	1	80	443	442
佐野市	3	3	3	412	729	760
合計	86	104	100	11,117	15,650	15,077

3 歯科疾患実態調査 結果の概要について（厚生労働省）

平成 23 年歯科疾患実態調査 結果の概要について（発表）

この調査は、わが国の歯科保健状況を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的に、昭和 32 年より 6 年ごとに実施している。平成 23 年 11 月に実施した、第 10 回の調査結果の概要が、別紙のとおりまとまったので発表する。

この調査の結果から、8020 達成者（80 歳で 20 本以上の歯を有する者の割合）は 38.3%であり、平成 17 年の調査結果 24.1%から増加している。（8020 達成者は、75 歳以上 80 歳未満、80 歳以上 85 歳未満の数値から推計）

なお、この調査は、全国を対象として、平成 23 年国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為に抽出した 300 単位区内の世帯及び当該世帯の満 1 歳以上の世帯員を調査客体としており、今回の被調査者数は 4,253 人（男 1,812 人、女 2,441 人）であった。



(1) 20歯以上の歯を有する者の割合

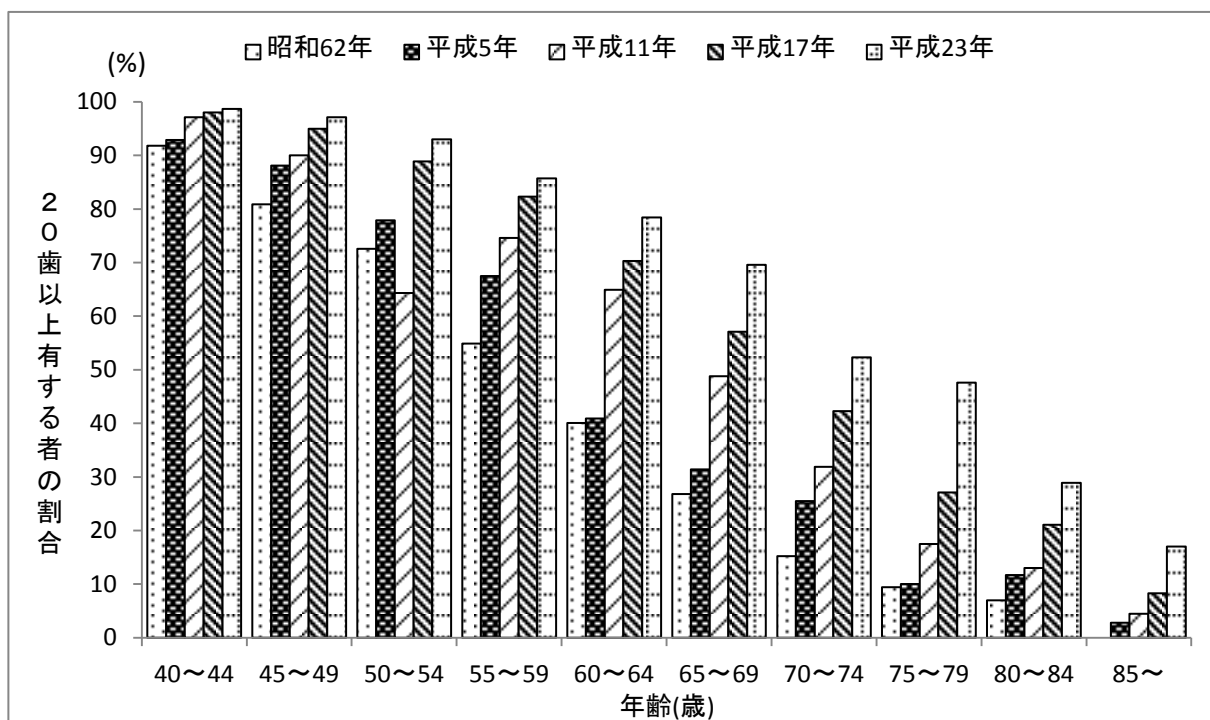


図1 20歯以上有する者の割合

表1 20歯以上有する者の割合(%)

調査年	年齢階級(歳)									
	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85~
昭和62年	91.8	80.9	72.6	54.9	40.1	26.8	15.2	9.4	(7.0)	(-)
平成5年	92.9	88.1	77.9	67.5	40.9	31.4	25.5	10.0	11.7	2.8
平成11年	97.1	90.0	64.3	74.6	64.9	48.8	31.9	17.5	13.0	4.5
平成17年	98.0	95.0	88.9	82.3	70.3	57.1	42.3	27.1	21.1	8.3
平成23年	98.7	97.1	93.0	85.7	78.4	69.6	52.3	47.6	28.9	17.0

○ 20歯以上保有者率(20歯以上の現在歯を有する者の割合)は、年齢が高いほど低く、75~84歳では38.3%であった

○ 昭和62年に1割未満であった75~79歳の年齢階級は、増加傾向にあるものの、20歯に満たない高齢者が依然として多数を占めている

(2) 一人平均現在歯数の年次推移

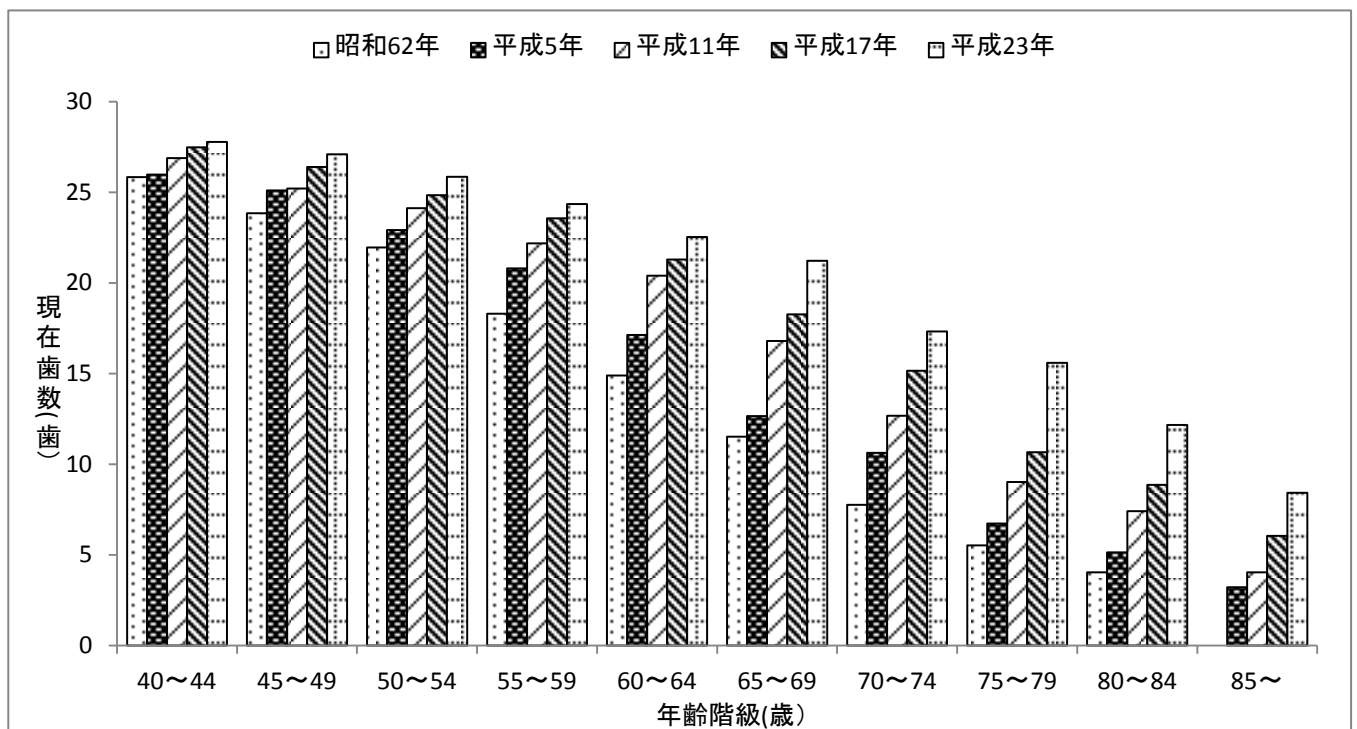


図2 一人平均現在歯数(年齢階級、年次別)

表2 一人平均現在歯数の推移(本)

調査年	年齢階級(歳)									
	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85~
昭和62年	25.8	23.8	22.0	18.3	14.9	11.5	7.8	5.5	4.0	(-)
平成5年	26.0	25.1	22.9	20.8	17.1	12.7	10.6	6.7	5.1	3.2
平成11年	26.9	25.2	24.1	22.2	20.4	16.8	12.7	9.0	7.4	4.0
平成17年	27.5	26.4	24.8	23.6	21.3	18.3	15.2	10.7	8.9	6.0
平成23年	27.8	27.1	25.9	24.4	22.5	21.2	17.3	15.6	12.2	8.4

○ 同じ調査年で年齢階級を比較すると、一人平均現在歯数は40歳以上の年齢層では年齢が高くなるほど少なかった

○ 年齢階級ごとに調査年間比較すると、一人平均現在歯数は昭和62年から増加傾向が続いている

(3) 永久歯の健全歯、むし歯の処置・未処置の状況

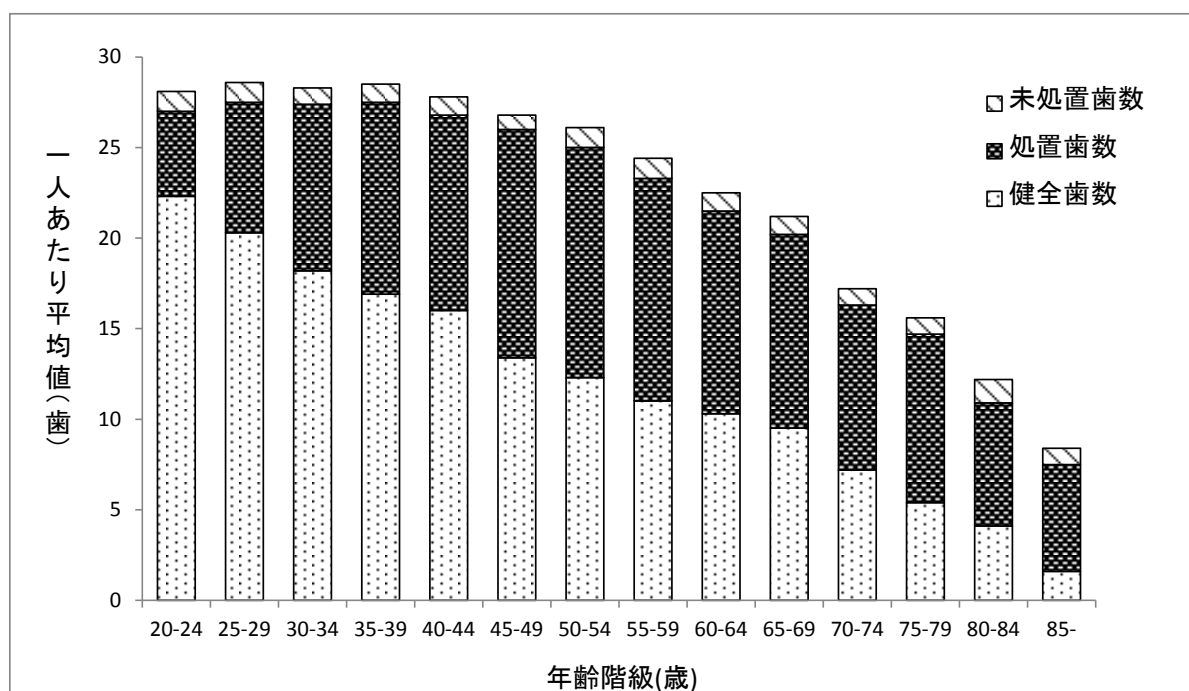


図3 永久歯の健全歯、むし歯の処置・未処置の状況(平成23年)

表3 年齢階級別の健全歯数、処置歯数、未処置歯数および現在歯数

年齢階級	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85-
健全歯数	22.3	20.3	18.2	16.9	16.0	13.4	12.3	11.0	10.3	9.5	7.2	5.4	4.1	1.6
処置歯数	4.7	7.2	9.2	10.6	10.8	12.6	12.7	12.3	11.2	10.7	9.1	9.3	6.8	5.9
未処置歯数	1.1	1.1	0.9	1.0	1.0	0.8	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	1.3	0.9
現在歯数	28.1	28.7	28.5	28.3	27.8	27.1	25.9	24.4	22.5	21.2	17.3	15.6	12.2	8.4

○ 年齢階級が上がるとともに、現在歯数は減少

○ 未処置歯数は、全年齢階級で1歯前後

(4) 歯周病の状況

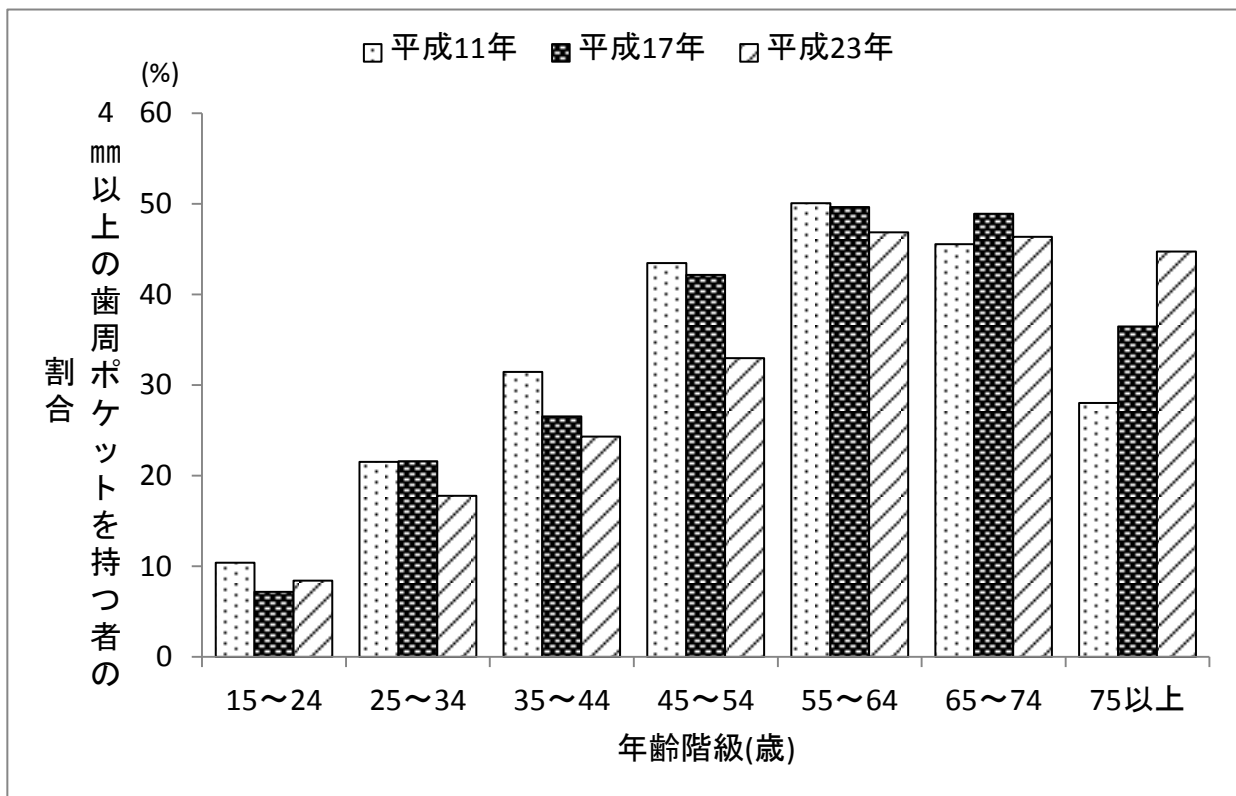


図4 4mm以上の歯周ポケットを持つ者の年次推移

表4 4mm以上の歯周ポケットを持つ者の割合の年次推移

	15~24	25~34	35~44	45~54	55~64	65~74	75以上
平成11年	10.4	21.5	31.5	43.4	50.0	45.5	28.0
平成17年	7.2	21.6	26.5	42.2	49.6	48.9	36.5
平成23年	8.4	17.8	24.3	33.0	46.8	46.4	44.7

- 54歳以下では、4mm以上の歯周ポケットを持つ者の割合は、減少傾向
- 75歳以上では、4mm以上の歯周ポケットを持つ者の割合が増加

*平成23年度歯科疾患実態調査報告によると、対象となる歯が増加したことより4mm以上の歯周ポケットを持つ者の割合が増加したと述べている

(5) 歯みがきの状況

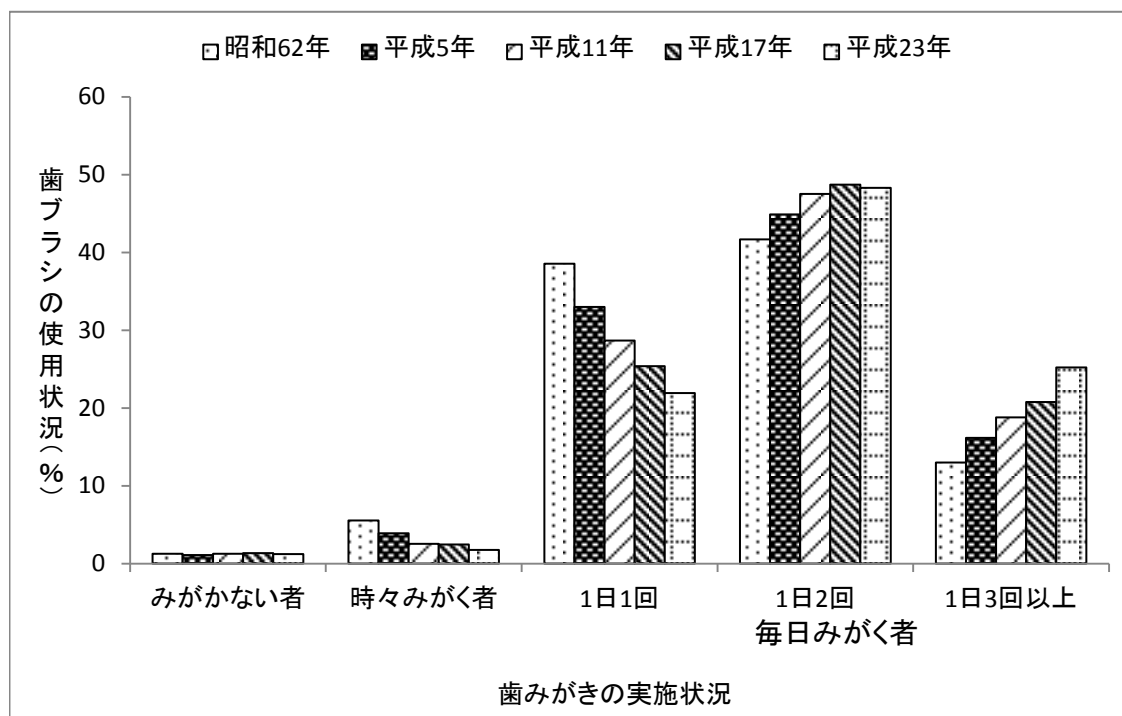


図5 歯ブラシ使用状況の年次推移、回数別

表5 歯みがきの実施状況別の割合の年次推移

	みがかない者	時々みがく者	1日1回	1日2回	1日3回以上
昭和62年	1.3	5.5	38.6	41.7	13.0
平成5年	1.1	3.9	33.0	44.9	16.1
平成11年	1.3	2.5	28.7	47.5	18.8
平成17年	1.3	2.4	25.4	48.7	20.8
平成23年	1.2	1.8	21.9	48.3	25.2

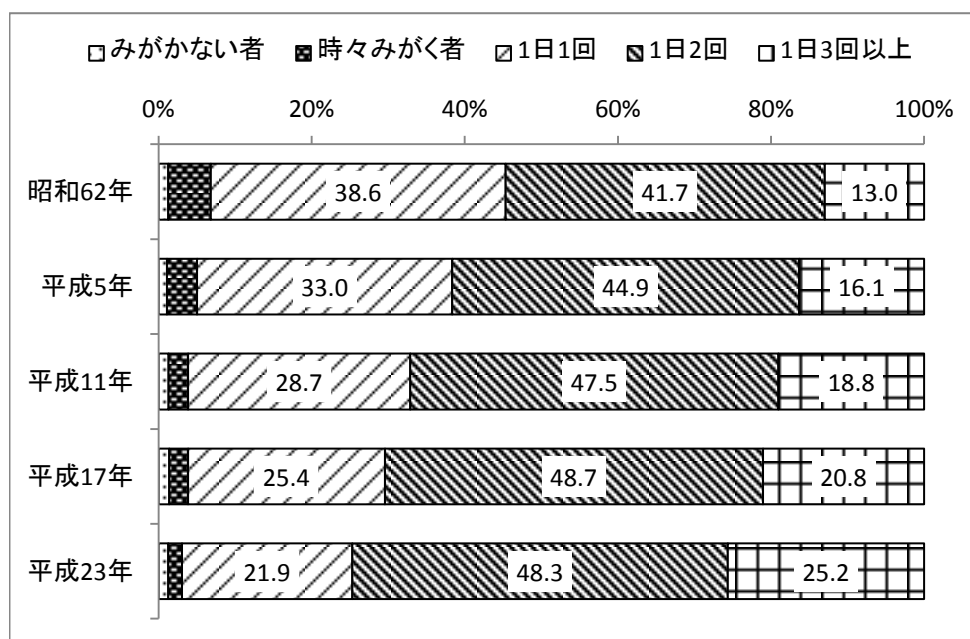


図6 歯みがきの状況(回数別)

○ 1日2回以上歯をみがく者の割合が増加

4 栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

平成二十二年十二月二十一日
栃木県条例第五十号

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。

栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 基本計画(第十一条)
- 第三章 基本的施策(第十二条—第十五条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を、関連分野における多様な主体の自律性を重んじつつ、総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであって、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他の生活習慣病の予防等に資するものであることにかんがみ、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を基礎として、すべての県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
2 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、保健、医療、福祉、教育その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮をしなければならない。

(市町村との連携等)

第四条 県は、市町村との連携を図りつつ、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を確実かつ効果的に実施するよう努めるとともに、市町村において、当該地域の実情に応じた歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定並びに施策の実施が円滑になされるよう助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、歯及び口腔の健康づくりについての

関心と理解を深めるとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯及び口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、健康診査、歯科医療並びに保健指導(以下「歯科検診等」という。)を受けることにより、生涯にわたって、歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

(歯科医師等の責務)

第六条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、基本理念にのっとり、県が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。

(保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関等の役割)

第七条 保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者は、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることのできる環境の整備を図る上で、その果たすべき役割の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員の歯科検診等を受ける機会の確保を図ることその他当該従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第九条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告等)

第十条 知事は、毎年、県議会に、歯及び口腔の健康づくりの状況並びに県が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。
2 知事は、毎年、前項の報告に係る歯及び口腔の健康づくりの状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを県議会に提出しなければならない。

第二章 基本計画

第十一条 知事は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 歯及び口腔の健康づくりの意義及び目標に関する事項
- 二 歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する重要事項

3 基本計画は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健

康増進計画、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければならない。

- 4 知事は、基本計画を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、市町村の長及び歯科保健医療サービスに関して学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 知事は、歯科保健医療サービスをめぐる情勢の変化を勘案し、並びに歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(調査研究等)

第十二条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を効果的かつ適正に実施するため、歯及び口腔の健康づくりの方策並びに歯及び口腔の健康と心身の健康の保持及び増進との関係に関する事項について、調査研究及びその成果の普及並びに情報及び資料の収集、整理、分析及び提供に努めるものとする。

(学習の機会の提供等)

第十三条 県は、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであることについての県民の関心及び理解を深め、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を促進するため、学校、家庭、地域、職域その他の様々な場において、多様な学習の機会の提供、知識の普及、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることが促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(連携協力体制の強化等)

第十四条 県は、歯及び口腔の健康づくりによる県民の生涯にわたる健康の保持及び増進を図るため、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携協力体制の強化に努めるとともに、当該業務に従事する者に対する研修の実施その他の資質の向上を図るための措置を講ずるものとする。

(要介護者等に係る歯科検診等の機会の確保等)

第十五条 県は、身体上又は精神上の障害があるため常時又は随時の介護を要する状態にある者その他の者であって歯科検診等を受けることが困難な状況にあるものについて、歯科検診等を受けることができる機会を確保し、及び提供するための環境の整備その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成25年度 栃木県の歯科保健

平成27年3月発行

編集

栃木県保健福祉部健康増進課

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL 028-623-3095

FAX 028-623-3920

とちぎ歯の健康センター

栃木県宇都宮市一の沢2-2-5

TEL 028-648-6480

FAX 028-648-6483

「栃木県の歯科保健」は県ホームページにも掲載しています
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/h26houkoku.html>